

年 月 日

農林水産省消費・安全局畜産安全管理課
飼料安全基準班・飼料検査指導班

飼料添加物製造（輸入）業者のみなさまへ

飼料添加物の製造（輸入）にあたり、以下の項目を御確認いただいた上で、飼料添加物製造（輸入）業者届に添付いただきますよう、御協力をお願いいたします。

↓自社で確認した上で、該当する場合にチェック

遺伝子組換え生物を利用して製造した飼料添加物ではないことを確認しています。

【注意】 遺伝子組換えの原料は、農林水産大臣が認めたものだけが使用できます。

- ・ 高度精製品
- ・ セルフクローニング又はナチュラルオカレンスに該当する生物 …など

詳細は、農林水産省のホームページも御確認ください。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/biofeed_20.html

御 社 名 : _____

御 担 当 者 名 : _____

電 話 番 号 : _____

メー ル ア ド レ ス : _____